

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置 (新設・拡充・延長)
2	要望の内容		<p>○「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成 21 年 12 月 8 日閣議決定）に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めるため、平成 22 年前半を目処に基本的な方向を固め、平成 23 年通常国会までに所要の法案を提出するとされた。</p> <p>○これを受け、平成 22 年 1 月 29 日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、子ども・子育て新システムの議論が進められ、6 月 29 日に、全閣僚で構成する少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣）において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定された。</p> <p>※子ども・子育て新システムについては、平成 23 年通常国会に法案を提出、平成 25 年度の施行を目指す。</p> <p>○「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築するとされており、これを踏まえ、必要となる税制上の所要の措置を講じることを要望する。</p>
3	担当部局		<p>担当：政策統括官（共生社会政策担当）少子化対策担当</p> <p>担当参事官 藤原 朋子（内線 44160） 代表☎ 03-5253-2111 担当補佐 杉田 香子（内線 44161） 直通☎ 03-3581-1403 担 当 者 塚田 晃成（内線 44158） FAX 03-3581-0992</p>
4	評価実施時期		—
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		—
6	適用又は延長期間		—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>○ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、出産・子育て・就労の希望がかなう社会を実現することが必要である。</p> <p>○ また、子ども・子育てを社会全体で支援するために、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築することにより、社会全体で子どもと子育てを支える体制を実現することを目指す。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>平成 22 年 6 月 29 日に、少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を決定。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(政策分野) 共生社会政策 (政策) 共生社会実現のための施策の推進</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 —</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>—</p> <p>② 減収額</p> <p>—</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:) 平成 23 年の通常国会に法案提出予定。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:) —</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:) —</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:) —</p>

9	相当性	① 税特別措置等によるべき妥当性等	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現することができる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現することができる。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—